

第 2 3 期 第 1 2 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 8 年 6 月 1 6 日 (火) 午後 1 時 3 0 分

2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1 - 2 2
ウェディングプラザアラスカ 2 階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	南 谷 雅 人
	委 員	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	佐 京 忠 史
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	木 村 正 則
	〃	工 藤 徳 康
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	〃	赤 松 靖
県 側	水産振興課 水産振興課長	山 本 隆 久
	漁業管理グループ 副参事	山 口 正 洋
	主幹	田 澤 亮
	栽培・資源管理グループ 主査	木 村 紀 昭
	八戸水産事務所 総括主幹	榑 昌 文
	むつ水産事務所 副所長	田 中 淳 也
事 務 局	事務局長	野 月 浩
	主査	小山内 裕太郎
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和8管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

松本会長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第23期第12回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項1件が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数13名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

松本会長

それでは、今回の議事録署名人といたしまして、宮野委員と堤委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

野月事務局長

そうしましたら、説明させていただきます。

議案第1号資料の1ページ目を御覧いただければと思います。

こちらが、県知事からの諮問文でございます。件名及び本文のみを読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、こちらは、漁業法の規定に基づいて、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県の方から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 山口副参事

はい、会長。

松本会長

はい、山口副参事。

水産振興課 山口副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料を1枚おめくりいただき、2ページ目を御覧ください。

漁業種類、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等、又は漁業者の数について御説明させていただきます。

最初は、小型いか釣り漁業のスルメイカでございます。

青森県内に住所を有する者、青森県知事の登録を受けた漁船の使用者のいずれにも該当する者ということで、大間漁協2隻となっております。

続いて、3ページを御覧ください。小型定置漁業でございます。

東共第14号共同漁業権の組合員行使権者ということで、操業区域の違いから2段に分かれておりますが、いずれも三沢市漁協の組合員で操業区域ごとに1人ということとなっております。

続いて、4ページを御覧ください。ほや潜水器漁業でございます。

こちらは、東共第33号共同漁業権の漁業権者ということで、関根浜漁協1人となっ

ております。

続いて、5 ページを御覧ください。うに潜水器漁業でございます。

操業について、八戸海上保安部、八戸港湾空港整備事務所及び八戸港管理者の同意を得た者ということで、八戸鮫浦漁協の組合員1人となっております。

県からの補足説明は以上でございます。御審議の方、よろしくお願いいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

（「なし」の声あり。）

松本会長

それでは、御質問も御意見もないようですので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

松本会長

それでは、議案第1号は諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「漁業法に基づく特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和8管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

野月事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

野月事務局長

そうしましたら、議案第2号の資料の1ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは県知事からの諮問文でございます。件名及び本文のみを読み上げます。

諮問書、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和8年5月20日付け8水管第547号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

なお、定めるに当たり、字句の修正等、軽微な変更がある場合は、御了承願います。

以上となりますけれども、こちらは、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 木村主査

はい、会長。

松本会長

はい、木村主査。

水産振興課 木村主査

栽培資源管理グループの木村と申します。議案第2号について、補足説明いたします。配付資料の2枚目、3ページ、4ページを御覧ください。

令和8年5月20日付けで農林水産大臣から本県に該当するものとして、まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、県資源管理方針に則して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するものです。

2ページ目を御覧ください。こちらが、知事管理漁獲可能量の設定案です。

まさば及びごまさば太平洋系群についての当初配分については、現行水準となって

おり、その全量を県の資源管理方針である青森県において、水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、青森県まさば及びごまさば漁業に配分するものです。

現行水準とは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで県資源管理方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものとなります。

3 ページ目にある国からの通知では、目安数量も示されております。この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、県から指導等を行う場合がありますので、その点も御理解ください。

続いて、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群及びまだら北海道太平洋については、令和6年7月から新たに特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1に取り組んでおりましたが、令和7年7月からは、TAC管理のステップ2を開始しており、その2年目となります。

ステップ2における当初配分については、試行水準となっており、その全量をそれぞれ青森県まだら本州太平洋北部漁業、青森県まだら本州日本海北部漁業、青森県まだら北海道太平洋漁業に配分するものです。

試行水準とは、TAC管理のステップ2の段階においては、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、試行的な配分を行って管理するものです。

なお、都道府県及び大臣管理の各区分には、管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年、または5か年の漁獲実績の比率、シェアの平均値を乗じて算出した数量が施行目安数量として提示されます。

ステップ2において、ステップ1と同様に試行目安数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではありませんが、御理解ください。

参考資料としましては、国が示すTAC管理のステップアップの考え方について、5 ページ目、6 ページ目に添付していますので、後ほど御覧ください。

以上が、知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

(「なし」の声あり。)

松本会長

それでは、御質問もないようですので、議案第2号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

松本会長

それでは、議案第２号「漁業法に基づく特定水産源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋）に関する令和８管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

それでは、これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項「令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」を事務局から報告願います。

事務局 傳法技師

はい、会長。

松本会長

はい、傳法技師。

事務局 傳法技師

事務局の傳法です。報告事項として、令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会第６２回通常総会の概要について説明します。

詳細の方は、別添の総会資料の方に記載がありますので、気になる方はそちらを確認願います。

本会議は、令和８年５月１５日に東京都港区のホテルアジュール竹芝で開催され、松本会長と私が出席しました。

４、概要の（１）の令和７年度事業報告、収支決算書及び剰余金処分案の承認については、原案どおり承認され、事業報告として、昨年度開催された各種会議の内容について、全漁調連事務局から説明があり、その決算額として、収入額１３，６２７，３８６円で、支出額が８，０１１，０１６円、剰余金が５，６１６，３７０円でした。

（２）令和８年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）の承認についても、原案どおり承認され、事業計画として、今年度開催する各種会議について全漁調連事務局から説明されました。

当海区が関係するものとしては、今年の１０月に北海道で開催される東日本ブロック会議があり、松本会長及びその他委員１名が出席しますので、対応される方はよろしくお願いいたします。

今年度の予算額は、収入、支出共に１２，２７２，３２７円とのことでした。

(3) 令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会要望書(案)についても、原案どおり承認されました。

今年度の各省庁への要望活動は、来月7月2日に実施予定で、当海区からは、松本会長が出席されますので、対応の程よろしくお願いいたします。

(4) 次期通常総会の開催地についてですが、来年度も今年度と同様に東京都で開催することに決定されました。

最後に、令和8年度連合会会長表彰については、当海区からの表彰者はありませんでしたが、他の海区から5名の委員表彰がありました。

通常総会の概要についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

松本会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問がありましたらお願いします。ありませんか。

委 員

(「なし」の声あり。)

松本会長

それでは、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第23期第12回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時55分